

特別弔慰金申請の案内

◇特別弔慰金の趣旨

先の大戦でわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

◇支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の先順位のご遺族お一人に支給します。

- 1.令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2.戦没者等の子（胎児を含みます。）
- 3.戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4.上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

◇支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

◇請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

◇請求窓口

福祉事務所 福祉係または浮羽市民課コンシェルジュ係

●問合せ

福祉事務所 福祉係 TEL75-4961



【よくあるご質問】

Q1 特別弔慰金は墓守料ですか

A1 特別弔慰金は、国が戦没者等の遺族に対して改めて弔慰の意を表すために支給するものです。墓守料、線香代、お花代等として支給するものではありません。

Q2 支給対象者である父が亡くなったのですが、支給は受けられないのですか

A2 令和2年3月31日以前に亡くなられた場合は、請求権は他の同順位または後順位の人に移行します。しかし、基準日である令和2年4月1日以降に亡くなられた場合は、相続人に請求権が移行します。

Q3 兄弟姉妹が3人いますが、それぞれに国債をもらえるのですか

A3 特別弔慰金は、ご遺族お一人に支給されるものです。同順位の人が複数いらっしゃる場合は同順位の人で調整を行っていただき、お一人に請求していただく必要があります。

